

十津川村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

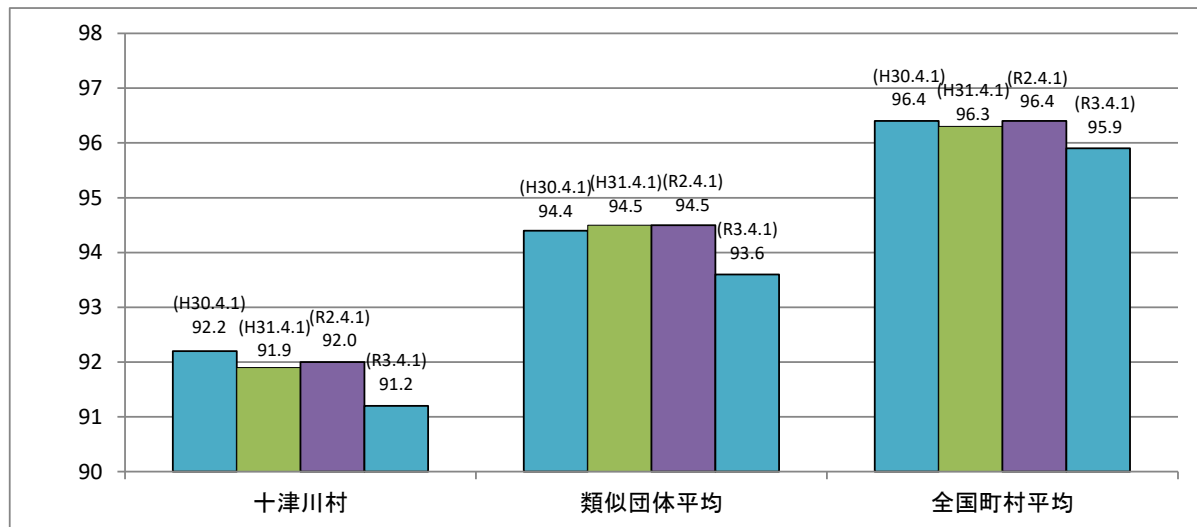
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2年度	3,155 人	6,483,371 千円	66,143 千円	1,022,251 千円	15.8%	15.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	113	358,774千円	62,940千円	141,398千円	563,112千円	4,983千円	5,683千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に
取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均2%引き下げ。高年齢層については、最大4%の引き下げを実施。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
十津川村	39.7 歳	281,500 円	349,068 円	325,555 円
奈良県	42.4 歳	314,797 円	413,099 円	361,699 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	41.6 歳	303,558 円	355,890 円	330,197 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
十津川村	44.3 歳	9 人	261,800 円	288,591 円	288,282 円	—	—	—	—
うち清掃職員	25.8 歳	1 人	265,900 円	318,650 円	318,650 円	廃棄物処理業従業員	46.6 歳	304,600 円	1.05
うち学校調理員	45.9 歳	7 人	255,500 円	277,100 円	276,675 円	調理士	44.6 歳	222,900 円	1.24
うちその他	52.1 歳	1 人	303,900 円	320,400 円	320,400 円	—	—	—	—
奈良県	54.2 歳	55 人	301,094 円	367,346 円	336,165 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円	—	—	—	—
類似団体	51.0 歳	2 人	291,801 円	317,644 円	304,047 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
十津川村	—	—	—
うち清掃職員	5,085,500 円	4,166,100 円	1.22
うち学校調理員	4,537,100 円	3,861,300 円	1.18
うちその他	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成29～31の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		十津川村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	171,700 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	145,850 円	—
	中学卒	136,100 円	132,300 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

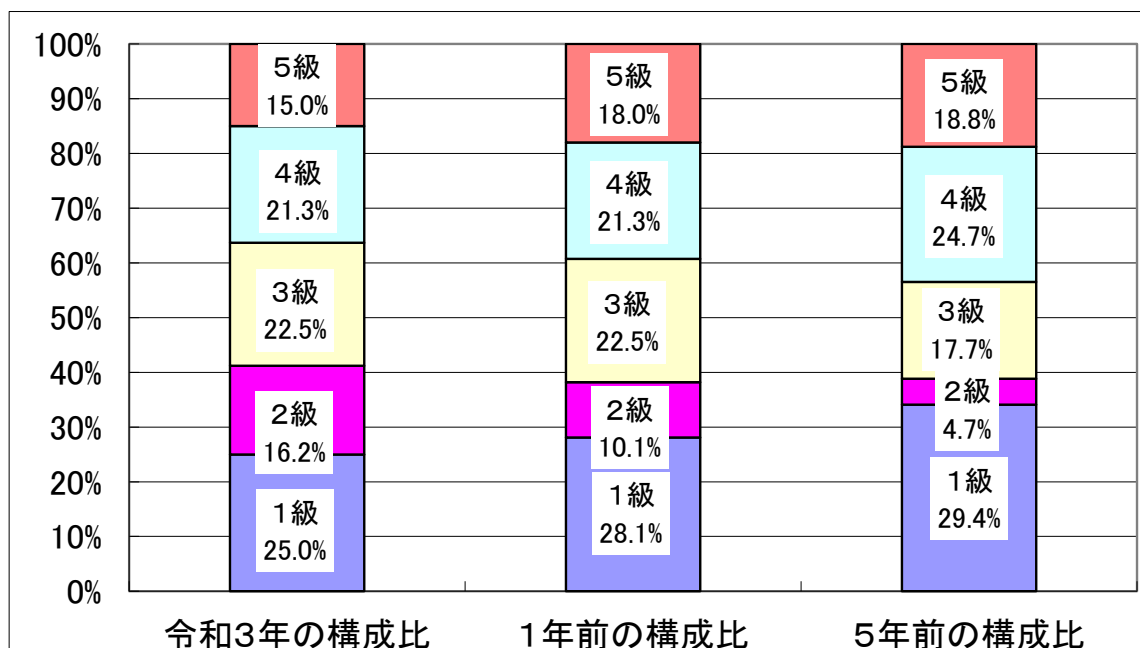
区分		経験年数		経験年数		経験年数	
		15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満		
一般行政職	大学卒	287,200 円	327,800 円	366,700 円	382,500 円		
	高校卒	258,200 円	309,100 円	333,500 円	359,300 円		
技能労務職	高校卒	- 円	226,100 円	245,200 円	- 円		

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

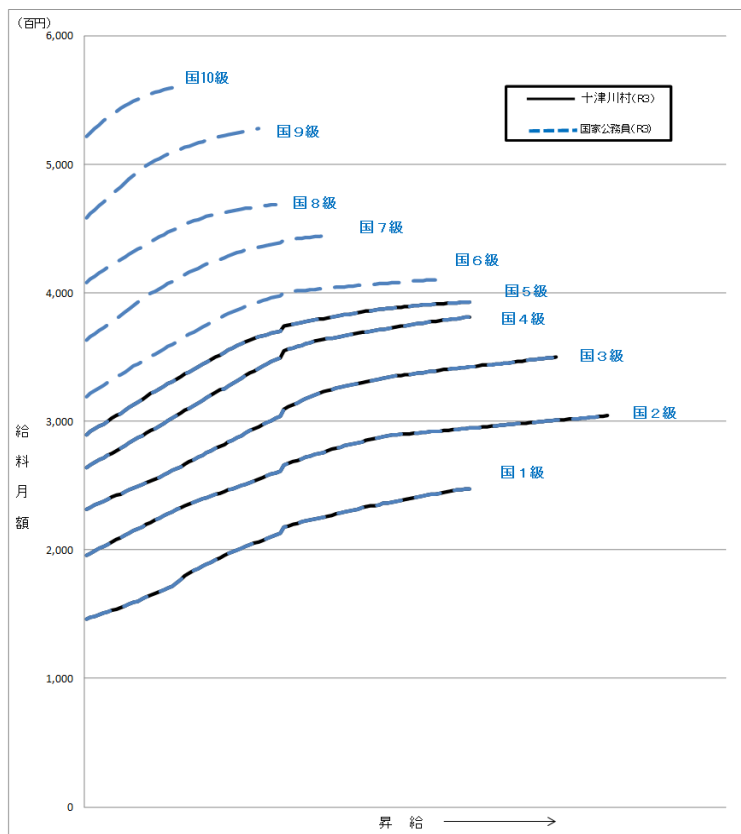
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	20人	25.0%	146,100 円	247,600 円
2級	主査の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	13人	16.2%	195,500 円	304,200 円
3級	係長の職務 困難な業務を処理する主査の職務	18人	22.5%	231,500 円	350,000 円
4級	課長補佐・主幹・次長・事務長・室長・所長（課長補佐同等職）又は副園長の職務 困難な業務を処理する係長の職務 相当困難な業務を処理する主査の職務	17人	21.3%	264,200 円	381,000 円
5級	総括参事又は教育次長の職務 課長・指導主事・指導技師・所長・局長又は室長の職務 特に困難な業務を処理する課長補佐・主幹・次長・事務長・室長・所長（課長補佐同等）又は副園長の職務	12人	15.0%	289,700 円	393,000 円

- (注) 1 十津川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から5級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和5年1月		令和5年1月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十津川村	奈良県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,360 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,642 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年6月		令和5年6月	

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

十津川村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	12,088 千円	18,742 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

国基準では地域手当の不支給地域となるため、同様に支給していません。

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		255 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		4,180 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		22.0 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
清掃業務手当	し尿の業務に従事した職員に支給	衛生センター従事職員	日額 500円
行路病人取扱手当	行路病人を取扱う職員に支給	福祉事務所職員	日額 2,000円
嘱託医手当	福祉事務所の嘱託医が生活保護法に基づく医療扶助の診療内容の審査を委嘱	福祉事務所嘱託医	月額 12,000円
救急業務手当	休日及び夜間の救急業務のため出勤を命じられた医師、看護師に対して支給	従事職員	1回 3,000円(看護師) 1回 10,000円(医師)
年末年始勤務手当	特に年末年始に勤務を命じられた職員に支給	全職員	日額 3,000円
防疫等作業手当	感染症患者等の処理作業に従事した職員	従事職員	日額 1,000円
行路死亡人処理手当	行路死亡人を処理した職員	福祉事務所職員	日額 4,000円
医師休日診療手当	土曜日に診療業務に従事した医師に支給	医師	1回 40,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	11,358 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	139 千円
支給実績(令和元年度決算)	15,884 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	201 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円 子 10,000円 特定期間の加算 5,000円	同じ	—	14,688 千円	277,132 円
住居手当	借家28,000円(上限)	同じ	—	2,964 千円	211,714 円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額55,000円 交通用具(自動車等)利用する職員で、2km以上、最初の2km3,000円。1km増すごと1,000円加算(最高限度額55,000円)	異なる	最初の2km 3,000円 1km増すごと1,000円加算	16,692 千円	219,632 円
管理職手当	総括参事・参事・教育次長 50,000円 診療所長 63,000円 診療所医師 50,000円 課長級 45,000円 課長補佐級 30,000円	異なる	支給額	14,909 千円	480,935 円
宿直手当	1日 4,400円			1,930 千円	107,222 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分	給料	月額		等
		額	額	
給料	市区町村長	675,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 770,000 円 / 455,000 円	
	() 副市町村長	590,000 円	630,000 円 / 440,000 円	
報酬	議長	280,000 円	344,000 円 / 140,000 円	
	() 副議長	235,000 円	279,000 円 / 115,000 円	
	() 議員	215,000 円	261,000 円 / 100,000 円	
期末手当	市区町村長	(令和2年度支給割合)		
	副市町村長 収入役	3.350	月分	
退職手当	議長	(令和2年度支給割合)		
	副議長 議員	3.350	月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長 収入役	675,000円×在職年数×520/100 590,000円×在職年数×330/100	14,040千円 7,788千円	退職時 退職時
備考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

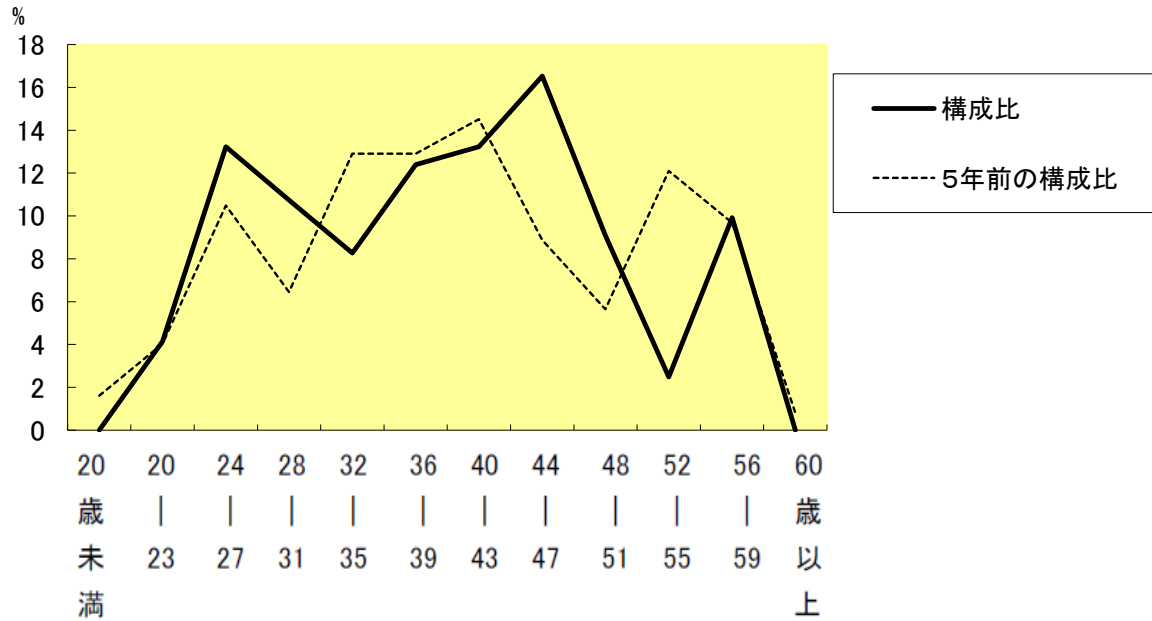
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	退職不補充
		総務	28	22	▲6	
		税務	3	3	0	
		農林水産	13	13	0	
		商工	4	4	0	
		土木	12	12	0	
	民生衛生	21	18	▲3	退職不補充	
計	94	85	▲9	<参考> 人口1万当たり職員数 269.41 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 219.80 人)		
	教育部門	19	16	▲3	退職不補充	
	消防部門	0	0	0		
	小計	113	101	▲12	<参考> 人口1万当たり職員数 320.13 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 257.00 人)	
公営企業会計等部門	水道	3	3	0	他部門からの異動	
	その他	16	17	1		
	小計	19	20	1		
合計		132	121	▲11	<参考> 人口1万当たり職員数 383.52 人	
		[154]	[154]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	8人	11人	8人	12人	10人	13人	7人	2人	5人	0人	85人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数・率	
一般行政	86	92	95	98	94	85	△1	△1.2%
教育	18	15	19	19	19	16	△2	△11.1%
消防								
普通会計	104	107	114	117	113	101	△3	△2.9%
公営企業等会計	20	21	19	21	19	20	0	.0%
総合計	124	128	133	138	132	121	△3	△2.4%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和2 年度	70,665千円	▲183,673千円	18,928千円	26.79%	27.93%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2 年度	3人	9,199千円	1,629千円	3,643千円	14,471千円	4,824千円	6,045千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
十津川村	34.8 歳	260,700 円	304,733 円
市町村(指令指定都市を 除く)平均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十 津 川 村		十津川村(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,215 千円		1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,363 千円	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当 2.55 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	期末手当 2.55 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

十 津 川 村			十津川村(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	該当なし	該当なし	1人当たり平均支給額	468 千円	16,730 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

国基準では地域手当の不支給地域となるため、同様に支給していません。

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	226 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	113 千円
支給実績(令和元年度決算)	305 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	305 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円 子 10,000円 特定期間の加算 5,000円	同じ	—	240 千円	240,000 円
住居手当	借家28,000円(上限)	同じ	—	- 千円	- 円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額55,000円 交通用具(自動車等)利用する職員で、2km以上、最初の2km3,000円。1km増すごと1,000円加算(最高限度額55,000円)	異なる	最初の2km3,000円1km増すごと1,000円加算	483 千円	161,000 円
管理職手当	総括参事・参事・教育次長 50,000円 診療所長 63,000円 診療所医師 50,000円 課長級 45,000円 課長補佐級 30,000円	異なる	支給額	360 千円	360,000 円